第一フロンティア生命
第一生命グループ

News Release

2014年9月9日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
山梨中央銀行にて販売開始

プレミアレシーブ(円建)

定期支払金付積立利率変動型終身保険

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2014年9月10日より、株式会社山梨中央銀行(頭取:進藤 中)において、定期支払金付積立利率変動型終身保険「プレミアレシーブ(円建)」を販売開始いたします。

「プレミアレシーブ(円建)」の主な特徴

この保険は、積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしくみの保険料一時払方式の円建の終身保険です。
この保険では、死亡保険金および定期支払金をお支払いします。

特徴1. 定期支払金が、指定口座に毎年自動的に振り込まれます。

●定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。
●定期支払金額は積立利率保証期間を通じ一定です。積立利率保証期間は20年(契約年齢が0歳～75歳)または15年(契約年齢が76歳～87歳)で、積立利率保証期間が更新された場合には、見直し後の定期支払金額がつぎの積立利率保証期間を通じ一定となります。

特徴2. 死亡保険金は、一時払保険料相当額が最低保証されます。

●死亡保険金額は、被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額となります。
「解約返還金額」 または 「基本保険金額 ＋ 定期支払金額 × 経過月数 ÷ 12」によって計算される金額
●死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

※詳細は、次ページのしくみ図をご参照ください。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

以上

【しくみ図】

■ 積立利率保証期間 20 年の場合（契約年齢：0 歳～75 歳の場合）

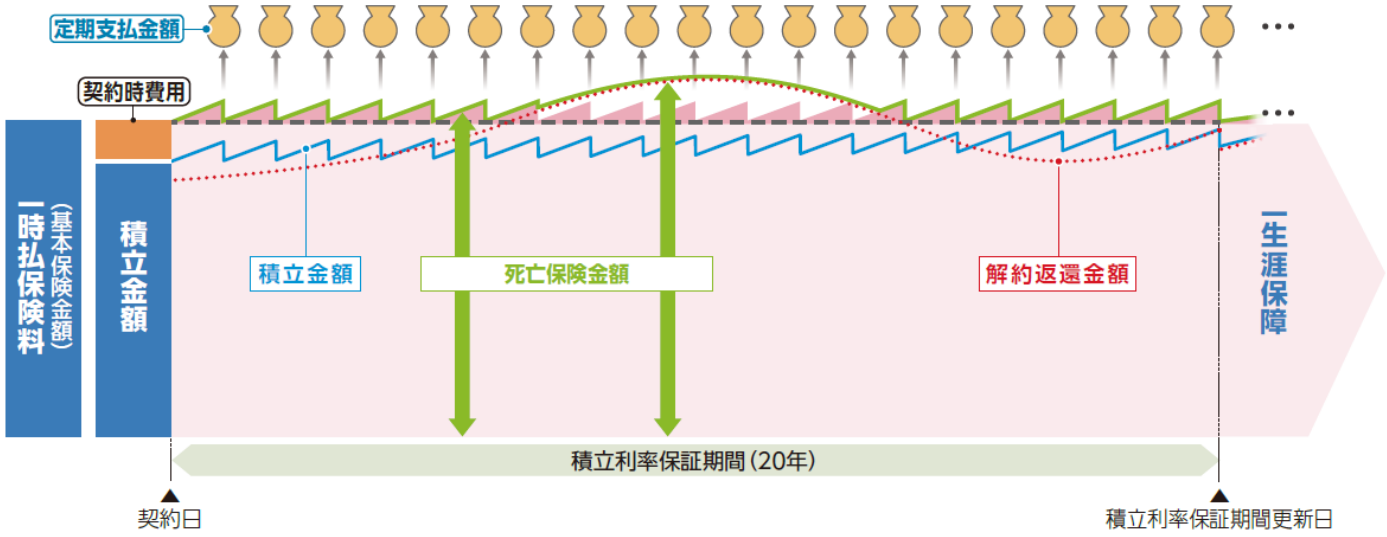

※上記しくみ図は、イメージを表したものです。将来の積立利率・定期支払率を示唆あるいは保証するものではありません。

【主なお取扱いについて】

基本保険金額（一時払保険料）	最低	100万円（1万円単位）
	最高	5億円 ＊同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、死亡保険金額の通算限度があります。
積立利率保証期間		20年（契約年齢が0歳～75歳）または15年（契約年齢が76歳～87歳） ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が76歳以上（積立利率保証期間が20年の場合）または91歳以上（積立利率保証期間が15年の場合）となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。
契約年齢		0歳～87歳（契約日における被保険者の満年齢） ＊適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。
付加できる特約		● 年金支払移行特約 ● 死亡給付金等の年金払特約
諸費用		この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。 ＜ご契約時＞ 基本保険金額に対して、被保険者の満年齢に応じて定める以下の率を乗じた金額を負担していただきます。

契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	積立利率保証期間20年	
	75歳以下	4．50%
	積立利率保証期間15年	
	76歳	3．50%
	77歳	3．37%
	78歳	3．24%
	79歳	3．11%
	80歳	2．98%
	81歳	2．85%
	82歳	2．72%
	83歳	2．59%
	84歳	2．46%
	85歳	2．33%
	86歳	2．20%
	87歳	2．07%

<table>
<tr>
<td>諸費用</td>
<td>＜ご契約後＞
積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用（積立利率を最低保証するための費用を含みます）の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。
＊上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

＜特定のご契約者に負担していただく費用＞
「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。
<table>
<tr><th>項目</th><th>費用</th><th>時期</th></tr>
<tr><td>保険契約関係費
（年金管理費）※
年金支払管理に必要な費用です。</td><td>受取特約年金額
に対して0．35%</td><td>年金支払開始日以後、
特約年金支払日に控除します。</td></tr>
</table>
※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2014年9月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、特約年金受取期間を通じて適用されます。</td>
</tr>
<tr>
<td>クーリング・オフ</td>
<td>この商品はクーリング・オフ制度の対象です。</td>
</tr>
</table>

【解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）】

- この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整（※）を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

（※）市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」などを必ずお読みください。

（登）B14F0141（2014.6.24）